

## 既存住宅のリフォームに係る特例措置【平成29年度版】

### 所得税(投資型・現金購入者向け)

⇒標準的な費用額の10%を所得税から控除

対象工事	対象限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)
<b>三世代同居 (H28年度創設)</b>	250万円	25万円

長期優良住宅化リフォーム **(H29年度創設)**

耐震 + 省エネ + 耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)
耐震・省エネの いずれか + 耐久性	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)

※カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

### 所得税(ローン型・ローン利用者向け)

⇒ローン残高の一定割合を所得税額から控除

対象工事	対象ローン限度額	控除率	最大控除額(5年間)
バリアフリー 省エネ <b>三世代同居</b> <b>(H28年度創設)</b> 長期優良住宅化リフォーム 【省エネ + 耐久性】 <b>(H29年度創設)</b>	250万円	2.0%	62.5万円 $250\text{万円} \times 2\% \times 5\text{年} = 25\text{万円}$ $750\text{万円} \times 1\% = 37.5\text{万円}$
その他工事	2.0%分と合計して 1,000万円	1.0%	

### 固定資産税

⇒ローン残高の一定割合を所得税額から控除

対象となる改修工事	減額割合	減額期間
耐震	1/2	1年
バリアフリー	1/3	1年
省エネ	1/3	1年
長期優良住宅化リフォーム <b>(H29年度創設)</b> (耐震・省エネのいずれかを行うことが必須)	2/3	1年

※長期優良住宅化リフォームにより特例を受ける場合は、増改築による長期優良住宅の認定が必要。

※耐久性工事とは、劣化対策、維持管理・更新の容易性を確保する工事をいう。